

東下審答申第2号
平成28年 7月25日

東海村長 山田 修 様

東海村公共下水道事業審議会
委員長 桐原 幸一



東海村合併処理浄化槽補助制度について（答申）

平成28年 7月25日付け東海村諮問第1号の諮問を受けたことについては、下記のとおり答申します。

記

平成27年度に策定しました東海村汚水処理計画では、公共下水道と合併処理浄化槽を併用した処理計画へ見直しを行い、生活環境の改善や河川や海などの公共水域の水質保全を目指す汚水処理の促進が急務であります。そのためにも、公共下水道事業区域内においては「公共下水道」による汚水処理を行い、公共下水道事業区域外においては宅地内に設置する「合併処理浄化槽」による汚水処理の促進を答申しました。

公共下水道事業区域外において汚水処理設備の未設置による住宅からの生活雑排水（台所、風呂、洗濯排水等）が、公共水域の水質を悪化させている実情が見受けられる事から、早急に合併処理浄化槽の設置が望まれます。整備を推進するために、公共下水道との公平性を図った補助制度を充実させ、合併処理浄化槽の設置や維持管理に伴う住民負担の軽減を図るための方策について審議会では慎重に審議を重ね、次のように意見を集約いたしました。

1 東海村合併処理浄化槽整備事業について

公共下水道事業区域外における合併処理浄化槽の整備を推進するための手法として、一つに村が主体となり合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う「市町村設置型」と、住民が合併処理浄化槽を設置して維持管理を行う「個人設置型」がある。

本村の合併処理浄化槽整備事業の規模では、「市町村設置型」としての国庫補助対象となる基数要件に満たないことから、「個人設置型」の整備事業を選ぶこととする。

2 東海村合併処理浄化槽補助額について

○設置工事費の追加補助

合併処理浄化槽が未設置の住民においては、合併処理浄化槽への転換を早期に実現することが望ましい。汲み取り便所及び単独処理浄化槽からの転換を促すため、設置工事費の住民負担を現行6割から1割に軽減し、設置工事費の差額を次のように現行補助制度に追加した形で補助をする。

設置工事費の追加補助額	5人槽 422,000円／基
	7人槽 525,000円／基
	10人槽 690,000円／基

○維持管理費補助

合併処理浄化槽の設置後は、適正な維持管理により効果が発揮されるものである。合併処理浄化槽を設置した住民に対し、法律に定められた保守点検・清掃・法定検査を確実に実施してもらえるよう求める。

公共下水道への接続であっても、合併処理浄化槽による処理であっても、生活雑排水を処理する住民の負担額は、公平でなければならない。そのためには、一年間にかかる維持管理費から下水道使用料金相当分の差額を次のように補助をする。

維持管理費補助額	5人槽	20, 100円／年
	6人槽	23, 600円／年
	7人槽	27, 100円／年
	8人槽	30, 400円／年
	9人槽	32, 700円／年
	10人槽	36, 100円／年

3 附帯意見

- (1) 今後、社会情勢により維持管理費の住民負担が増大した場合や、下水道使用料金の改定時においては、適正なる料金への改定も視野に入れ、健康で快適な暮らしを守るため、補助を継続していくよう求める。
- (2) 将来、合併処理浄化槽の劣化等により、合併処理浄化槽本体の入れ替えが必要になることが想定される。今後も補助制度の検討を続けていくよう求める。
- (3) 下水道事業を円滑に進め、汚水処理設備の早期設置を図るために、住民の理解と協力が必要不可欠である。汚水処理計画への理解や適正な維持管理について、住民の目線に沿ったより分かりやすい広報活動を行うよう求める。